

令和 7 年度中国四国共同移住・交流フェア広告業務委託
に係る公募型プロポーザル応募要項

1 目的

この要項は、令和 7 年度中国四国共同移住・交流フェア広告業務委託を委託する者を選定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

令和 7 年度中国四国共同移住・交流フェア広告業務委託

(2) 業務内容

別添「令和 7 年度中国四国共同移住・交流フェア広告業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 1 1 月 1 8 日まで

(4) 委託料の上限額

1, 5 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 委託者（業務発注者）

中国四国共同移住・交流フェア実行委員会 委員長 堀 泰志

（以下「委託者」とする。）

4 事務局（契約手続き・業務実施等窓口）

中国四国共同移住・交流フェア実行委員会事務局

山口県総合企画部中山間・地域振興課やまぐち暮らし創造班

（以下「事務局」とする。）

5 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項又は第 2 項に規定する者でないこと。

(2) 山口県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和 4 年山口県告示第 1 7 9 号）に基づく資格審査を受けて、業務委託について入札参加資格を有する者であること。

(3) この手続きの開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

6 スケジュール

内容	期日	提出書類等
① 公募開始	令和 7 年 5 月 3 0 日（金）	
② 質問書の提出期限	令和 7 年 6 月 9 日（月）	別記様式 1
③ 参加表明書提出期限	令和 7 年 6 月 9 日（月）	別記様式 2

④ 提案書等の提出期限	令和 7 年 6 月 2 6 日 (木)	別記様式 3 ・ 任意様式
⑤ 審査委員会（書面）	令和 7 年 7 月 1 日を予定	
⑥ 審査結果通知・契約締結	令和 7 年 7 月中旬を予定	
⑦ プレスリリース	令和 7 年 9 月 18 日を予定	

7 参加表明書の提出

この手続への参加を希望する者は、「参加表明書」（別記様式 1）を提出すること。

提出期限	令和 7 年 6 月 9 日（月）午後 5 時まで（必着）
提出方法	郵送、FAX 又は電子メール送信のいずれかによること。 ※ FAX 又は電子メールで提出する場合は、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。
提出先	中国四国共同移住・交流フェア実行委員会事務局 山口県総合企画部中山間・地域振興課 やまぐち暮らし創造班 〒753-8501 山口市滝町 1－1 山口県庁 7 階 TEL:083-933-2540 FAX:083-933-2559 E-mail:uji-turn@pref.yamaguchi.lg.jp
備考	・ この手続の開始後に 5（2）に掲げる資格審査の申請をする場合は、その旨を明記すること。

8 本要項に関する質問

本要項に関する質問があれば、質問書（別記様式 2）を提出すること。

提出期限	令和 7 年 6 月 9 日（月）午後 5 時まで（必着）
提出方法	郵送、FAX 又は電子メール送信のいずれかによること。 ※ FAX 又は電子メールで提出する場合は、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。
提出先	中国四国共同移住・交流フェア実行委員会事務局 山口県総合企画部中山間・地域振興課 やまぐち暮らし創造班 〒753-8501 山口市滝町 1－1 山口県庁 7 階 TEL:083-933-2540 FAX:083-933-2559 E-mail:uji-turn@pref.yamaguchi.lg.jp
備考	・ 令和 7 年 6 月 1 2 日（木）までに、参加表明書を提出した全ての者に対して質問書に対する回答を行うものとする。 ・ なお、当該回答は、この要項、仕様書等を追加又は修正したものとして扱うものとする。

9 提案書等の作成

(1) プロポーザル参加申込書兼誓約書（別記様式3）

- ① 参加者の概要、統括責任者及び業務担当者、事業実績を記載すること。
- ② 別記様式3で10部提出すること。

(2) 提案書（様式任意）

- ① 企画提案者は、別添仕様書記載の業務に係り、以下の事項について提案すること。
なお、追加提案を記載する場合は、貴社が提示する見積の範囲内で実施すること。
- ② 体裁は原則A4版で表紙・目次を除き15ページ以内、ページ番号を必ず付番することとし、10部提出すること。

No.	区分	内容
1	提案概要	●提案の概要、業務実施における基本的な考え方等
2	チラシ A4_1枚	●表面のデザイン案（なお、裏面については、中国四国共同移住・交流フェア実行委員会（以下「委員会」という。）が提供する中国四国9県を紹介するテキストや写真をレイアウトしたデザインを作成すること） ※本業務の目的を達成するために必要なデザインであること、また情報配信のターゲット層（関西圏（主に大阪府、兵庫県、京都府、奈良県）に居住する20代～40代）に訴求するデザインであること。 ※デザインにあたっては、そのコンセプトや狙いについて併せて記載すること。
3	特設LP A4_3枚	●メインビジュアル案を提出すること。 ※本業務の目的を達成するために必要なデザインであること、また情報配信のターゲット層（関西圏（主に大阪府、兵庫県、京都府、奈良県）に居住する20代～40代）に訴求するデザインであること。 ※デザインにあたっては、そのコンセプトや狙いについて併せて記載すること。 ●サイト訪問者が事前申込みをするまでに離脱しないような工夫を図ることとし、その内容と期待される効果を提案すること。
4	WEB、SNS広告 A4_3枚	●仕様書に記載する配信ボリュームの下限（検索広告：4,000クリック以上、ディスプレイ広告：15,000クリック以上）を達成するために使用する媒体、ボリューム、選定理由を記載すること。 ●情報配信のターゲット層（関西圏（主に大阪府、兵庫県、京都府、奈良県）に居住する20代～40代）に訴求す

		るクリエイティブ案（複数可）と、そのコンセプトや狙いについて記載すること。 ●仕様書に記載する配信ボリュームの下限を達成したうえで、それ以上に広告可能な媒体があれば、そのボリューム等について独自提案すること。なお、本業務の予算内で実施するものとする。
5	実施体制 A 4_1 枚	●業務を実施するうえでの実施体制及び責任者、その他当該業務に従事する者の役割 ※再委託を行う場合は、再委託する事業の内容及び合理的な理由・必要性等について記載し、その明確な役割分担及び参加事業者の業務実績（類似した業務も含む）もあわせて記載してください。
6	実施スケジュール	● 令和7年10月18日までの業務実施スケジュール
7	業務実績	● 過去3年以内における類似案件の実績等

（3）参考見積書（様式任意）

- ① 企画提案に係る算出根拠がわかるように、わかりやすく区分した見積書を作成すること。
- ② 消費税及び地方消費税を含むこと。
- ③ 任意様式で10部提出すること。

（4）会社概要（様式任意）

- ① 所在地や資本金、主な事業内容、従業員数など会社の概要が分かるものとする。パンフレット等、既存のもので可。
- ② 10部提出すること。

10 提案書等の提出方法

提出書類	9に掲げる書類一式
提出期限	令和7年6月26日（木）午後5時まで（必着）
提出方法	持参、郵送又は電子メールによること。 ※ 電子メールで提出する場合は、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。
提出先	中国四国共同移住・交流フェア実行委員会事務局 山口県総合企画部中山間・地域振興課 やまぐち暮らし創造班 〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県庁7階 TEL:083-933-2540 FAX:083-933-2559 E-mail:uji-turn@pref.yamaguchi.lg.jp
備考	・ 提案を提出するのは、1者につき1提案とする。 ・ 提出した書類は返還しない。また、提出期限後の書類の追加、修

	正等は認めない。 ・ 提案書は、本公募型プロポーザルの選定業者を決定するものであり、業務実施に当たっては、選定業者の提案書を基にして主催者と協議と重ねて実施するものとする。 ・ 電子メールで提出する場合はPDF形式とすること。また、委託者（事務局）で印刷する際、色彩等のイメージが変わってしまう可能性があるので留意すること。
--	--

11 審査・選定方法等

（１）審査方法

別に設置する審査委員会が、委託費の上限額の範囲内の見積金額を提示した各社の提案書について、書面により審査した上で最優秀提案者を決定する。

（２）審査基準

別添「審査項目及び評価基準」のとおり

（３）最優秀提案者の決定

審査委員会の委員が、提出された企画提案書の内容を踏まえた上で審査基準に基づき採点し、最も合計点の高かった者を最優秀提案者として１者を選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。

12 審査の結果

審査結果は提案者全者に対して文書で通知を行うが、結果に係る説明は行わない。

13 契約の締結

選定された最優秀提案者（契約候補者）と委託者とが協議し、随意契約により本業務委託の手続きを行う。仕様書の内容については、見直すべき事項が生じた場合には、委託者との協議により、契約締結時に反映を行うこととする。

なお、協議が不調なときは、審査の結果が上位の者から順に契約締結の協議を行う。

14 失格事項

以下のいずれかに該当する場合は失格となる

- （１）提出書類が期限までに提出されなかった場合
- （２）提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- （３）審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- （４）この要項に違反すると認められる場合
- （５）その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

15 その他留意事項

- （１）提案書等の作成、提出など提案に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- （２）提出された書類は審査等のため、必要な範囲において複製することがある。
- （３）この手続きの開始後に、５（２）に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和７年６

月 9 日（月）午後 5 時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

- （４）委託業者が決定され次第、当該業者は、参考見積書とは別に正式な見積書を提出すること。
- （５）提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものに係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- （６）この手続きに参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。
- （７）委託者は予算の都合上その他やむを得ない理由があるときは、計画を変更または中止する場合がある。なお、この場合において、受託予定者に損害が生じた場合であっても、その損害の賠償を委託者に請求できないものとする。

16 問い合わせ先

中国四国共同移住・交流フェア実行委員会事務局
山口県総合企画部中山間・地域振興課 やまぐち暮らし創造班
〒753-8501 山口市滝町 1－1 山口県庁 7 階
TEL:083-933-2540 FAX:083-933-2559
E-mail:uji-turn@pref.yamaguchi.lg.jp